

秋田県公報

目次

告示	ページ
字の区域の変更(七〇・市町村課).....	1
産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表(七一・環境整備課).....	1
特別管理産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表(七二・環境整備課).....	1
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表(七三・環境整備課).....	1
建築基準法による道路位置の指定(七四・由利地域振興局建設部).....	2
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	2
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	2

告 示

秋田県告示第七十号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、仙北郡南外村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

仙北郡南外村字門ヶ沢
 一四七、一四八の一、一四八の二、一四九、一五〇の一、一五〇の二及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部

仙北郡南外村字大柳

秋田県告示第七十一号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十二条第七項の規定により産業廃棄物処理計画が提出され、同条第八項の規定により産業廃棄物処理計画実施状況の報告があったので、同条第九項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類の名称 産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書

二 縦覧期間 平成十七年一月二十五日から平成十八年一月二十四日まで

三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第七十二号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十二条の二第八項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画が提出され、同条第九項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画実施状況の報告があったので、同条第十項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類の名称 特別管理産業廃棄物処理計画書及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

二 縦覧期間 平成十七年一月二十五日から平成十八年一月二十四日まで

三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第七十三号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法

律第六十五号)第八条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に關し届出があつたので、同法第九条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年一月二十五日

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類の名称 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の副本及び添付書類

二 縦覧期間 平成十七年一月二十五日から同年六月三十日まで

三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利郡矢島町七日町字七日町三九番地 木村正夫、木村弘子、由利郡矢島町七日町字下山寺一〇番地 一下山寺住宅一二号 木村豊、本荘市雪車町字白山前四八番地 菊地豊、本荘市出戸町字給人町九一番地 四 菊地由紀子	本荘市出戸町字給人町九一番一、九二番二、九二番三、九二番三地先、九二番八	五六・二七メートル	四メートル	平成十七年一月十四日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日
平成十七年一月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あい
- 三 代表者の氏名
坪井和雄
- 四 主たる事務所の所在地
秋田市御所野下堤一丁目四番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らす市民ひとりひとりが自立と選択の自由を持ち、且つ尊厳のある幸せな人生を実現するために、高齢者、障害者、健常者などの立場を超えた市民が手を携え、それぞれが主体的に社会参加できる仕組みやネットワーク構築のために必要な、情報格差の是正やその調整のための相談や援助、関係ボランティアやそのサポーターに対する養成研修、こどもを含めた地域のさまざまな者が共に学ぶ場をおとした知識の普及や情報提供、交流の促進などの活動を通じバリアフリーの町作りの場での情報発信の促進、経済基盤の充実などの様々な市民活動をより豊かに広げる地域社会の形成に貢献することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡六郷町土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一	退任理事の住所及び氏名			
	仙北郡美郷町六郷字田岡百十一番地	高	橋	久
	" " " " " 字南谷地七十七番地の二	鈴	木	博
	" " " " " 字荒町三十七番地	佐	々	木
	" " " " " 字本道町百二十五番地	斎	藤	昭
	" " " " " 六十三番地	矢	川	哲
	" " " " " 上深井字老形百五十五番地	前	田	豊
	" " " " " 上深井字老形百五十五番地の二	伊	藤	光
二	就任理事の住所及び氏名			
	仙北郡美郷町六郷字田岡百十一番地	高	橋	久
	" " " " " 字南谷地七十七番地の二	鈴	木	博
	" " " " " 字荒町三十七番地	佐	々	木
	" " " " " 字本道町六十三番地	矢	川	哲
	" " " " " 字根子荒田七番地	高	橋	智
	" " " " " 字南谷地百四十四番地	中	野	龍
	" " " " " 字葎原二十四番地	中	野	均
	" " " " " 字大町七十番地の四	中	嶋	治
	" " " " " 上深井字老形百五十五番地	佐	藤	忠
	" " " " " 上深井字老形百五十五番地の二	伊	藤	光
三	退任理事の住所及び氏名			
	仙北郡美郷町六郷字田岡百二十六番地	加	藤	民
	" " " " " 字荒町三十六番地	佐	々	木
	" " " " " 字荒町三十六番地	粟	津	隆
	大曲市下深井字中谷地八十二番地の三	加	藤	民
	就任理事の住所及び氏名			
	仙北郡美郷町六郷字田岡百二十六番地	加	藤	民
	" " " " " 字荒町三十六番地	佐	々	木
	" " " " " 字荒町三十六番地	粟	津	隆
	大曲市下深井字中谷地八十二番地の三	加	藤	民
	就任理事の住所及び氏名			
	仙北郡美郷町六郷字田岡百二十六番地	加	藤	民
	" " " " " 字荒町三十六番地	佐	々	木
	" " " " " 字荒町三十六番地	粟	津	隆
	大曲市下深井字中谷地八十二番地の三	加	藤	民
	就任理事の住所及び氏名			
	仙北郡美郷町六郷字田岡百二十六番地	加	藤	民
	" " " " " 字荒町三十六番地	佐	々	木
	" " " " " 字荒町三十六番地	粟	津	隆
	大曲市下深井字中谷地八十二番地の三	加	藤	民
	就任理事の住所及び氏名			
	仙北郡美郷町六郷字田岡百二十六番地	加	藤	民
	" " " " " 字荒町三十六番地	佐	々	木
	" " " " " 字荒町三十六番地	粟	津	隆
	大曲市下深井字中谷地八十二番地の三	加	藤	民
	就任理事の住所及び氏名			
	仙北郡美郷町六郷字田岡百二十六番地	加	藤	民
	" " " " " 字荒町三十六番地	佐	々	木
	" " " " " 字荒町三十六番地	粟	津	隆
	大曲市下深井字中谷地八十二番地の三	加	藤	民

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄